

令和 7 年度の学級編制について

1 小学校

令和 3 年に改正された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、小学校の学級編制の標準を、5 年間かけて計画的に 4 0 人から 3 5 人に引き下げることとされた。

これにより、令和 3 年度から順次 1 学年ずつ 3 5 人学級へ移行してきたが、令和 7 年度に第 6 学年の 3 5 人学級の実施により、全学年の 3 5 人学級への移行が完了した。

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
令和 2 年度※	35 人		40 人			
令和 3 年度	35 人		40 人			
令和 4 年度	35 人			40 人		
令和 5 年度	35 人				40 人	
令和 6 年度	35 人					40 人
令和 7 年度	35 人					

※「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」（以下、「都学級編制基準」という。）に基づき、小学校第 2 学年の 3 5 人学級を、教員の加配により平成 2 4 年度から実施している。

2 中学校

東京都教育委員会においては、都の独自の施策として、「都学級編制基準」に基づき、中学校第 1 学年については 3 5 人学級の編制ができる教員加配の措置を実施することとしており、令和 7 年度については、2 9 校中 1 1 校が加配の対象校となった。この内 4 校は 3 5 人学級を実施し、7 校では 4 0 人学級を実施したうえで、ティーム・ティーチングや少人数指導を実施することとしている。

なお、中学校第 2 学年及び第 3 学年については、4 0 人学級としている。

3 教員の欠員状況（4 月 7 日現在）

職 \ 校種	小学校	中学校
正規教員	1 0 人	0 人
臨時的任用教員（産育代替）	2 人	0 人

4 その他

令和 7 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数及び学級数等については、5 月開催の教育委員会にて改めて報告予定である。